入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和２年10月８日
独立行政法人
石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役
　石油天然ガス開発技術本部長　江波戸俊和
◎調達機関番号　586　◎所在地番号　12
１　掲載日　令和２年９月４日（号外政府調達第164号）
２　訂正内容　入札公告中38ページ４段16行目２競争参加資格⑴中の「「物品の販売」においてＡ若しくはＢの等級に格付けされている者」を「「物品の販売」においてＡ、Ｂ若しくはＣの等級に格付けされている者」に、Summary39ページ２段８行目⑹②「have Grade A or B on the category of “sale of product”」を「have Grade A, B or C on the category of “sale of product”」にそれぞれ訂正する。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和２年10月８日
独立行政法人
石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役
　石油天然ガス開発技術本部長　江波戸俊和
◎調達機関番号　586　◎所在地番号　12
１　掲載日　令和２年９月８日（号外政府調達第166号）
２　訂正内容　入札公告中24ページ３段15行目２競争参加資格⑴中の「「物品の販売」においてＡ若しくはＢの等級に格付けされている者」を「「物品の販売」においてＡ、Ｂ若しくはＣの等級に格付けされている者」に、Summary25ページ１段１行目⑹②「have Grade A or B on the category of “sale of product”」を「have Grade A, B or C on the category of “sale of product”」にそれぞれ訂正する。

入札公告（建設工事）の訂正

次のとおり訂正します。
令和２年10月８日
　支出負担行為担当官
　近畿地方整備局長　溝口　宏樹
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
１　掲載目　令和２年９月25日（号外政府調達第177号）
２　訂正内容　39頁４段目１⑸中「令和３年11月30日」を「令和３年10月29日」に訂正します。

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
本案件は、電子契約システム対象案件です。
令和２年10月８日
　支出負担行為担当官
　東北農政局長　内田　幸雄
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04
１　工事及び業務の概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名及び業務名　旭川農業水利事業　あいののダム改修その他工事及び旭川農業水利事業　あいののダム技術協力業務
⑶　工事場所及び業務対象位置　秋田県横手市山内平野沢地内他
⑷　工事内容及び業務内容
①　旭川農業水利事業　あいののダム改修その他工事（以下「改修工事」という。）
ア　ダム堤体補強及び取水塔補強工事　１式
イ　取水塔建屋改修工事　１式
ウ　取水塔設備製作据付工事　１式
エ　仮設工　１式
②　旭川農業水利事業　あいののダム技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）
ア　ダム設計技術協力　１式
イ　打合せ　１式
⑸　予定工期及び履行期間
①　改修工事の予定工期　令和４年４月頃から令和７年３月頃まで。
②　技術協力業務の履行期間　契約締結日の翌日から令和４年３月11日まで。
⑹　改修工事及び技術協力業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の技術協力・施工タイプによる契約方式の対象であり、公示手続により優先交渉権者として特定された者と技術協力業務の契約を締結した後、東北農政局長と優先交渉権者との間で改修工事の価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に改修工事の契約を締結する。
　なお、改修工事の契約締結は、令和４年度本予算が成立し予算示達がなされることを条件とするものであるほか、本予算が成立した場合であっても、成立時期や内容によっては契約締結を行わない場合があることを条件とする。
⑺　技術協力業務の規模は2,000万円程度（税込み）を想定している。
⑻　改修工事の規模を示す参考額は、公示手続により技術提案書提出者から提出される見積書を参考にして設定する。なお、改修工事の概算工事費は、12.7億円程度（報告書等を基に令和２年度単価により算出）を想定している。
⑼　改修工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　技術協力業務は、説明書の交付、参加資格確認申請書及び確認資料並びに技術提案書の提出及び受領に係る確認について、電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う。
　ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
⑾　本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
２　参加資格
次に掲げる全ての条件を満たしていること。
⑴　技術提案書の提出者に要求される資格要件
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
③　東北農政局における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格の測量・建設コンサルタント等のうち「建設コンサルタント」の競争参加資格の認定を受けている者であること。
④　東北農政局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
⑤　優先交渉権者の特定結果通知の日までに③及び④の認定を受けていること（経常建設共同企業体も含む。）。
⑥　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。③又は④の認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。
⑦　東北農政局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事」の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。（上記２⑴⑥の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。）
⑧　次に掲げる施工実績を有すること。
ア　平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。
　ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。